

# 黒滝村空き家除却補助事業の募集について

## 1. 目的

将来的に周辺に影響を及ぼす恐れのある空き家について、空き家の自発的な除却を促進して適正な管理を図るため、除却工事費用の一部を補助します。

## 2. 補助額等

1 対象者あたり 1 件で 50 万円を上限とし、補助対象経費の 1 / 2 以内とします。

## 3. 補助対象

空き家の除却し更地にする工事に要する経費です。危険空き家（住宅地区改良法に規定する不良住宅）又は旧耐震空き家（昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築基準法第 6 条第 1 項に規定する確認を受けて建築された空き家）が対象となります。

工事は、原則として村内に本店、支店または営業所等を有する法人及び個人事業者に限りませんが、工事内容等で施工可能な業者が村内にない場合はその限りではありません。また、自ら空き家を除却する場合は、適正な除却工事及び廃棄物処理を担保するため、補助対象外となります。

## 4. 要綱の特徴

- ・危険空き家だけでなく旧耐震空き家も対象としています。
- ・不動産販売又は不動産貸付を行う事業者、倉庫等の住宅以外は補助対象外としています。

## 5. その他

- ・募集は予算の範囲内（令和 2 年度は約 2 件分）となり、審査会の審査を経て交付決定となります。申請件数が補助金の予算額を超えた場合や、申請内容が補助対象外となる場合は、審査会の決議を経て不受理となる場合があります。
- ・危険空き家として申請の場合は事前調査を行う必要があります。（目視で住宅地区改良法に基づく採点で 100 点以上あること）
- ・申請者が空き家所有者の相続人で、その相続人が 2 人以上ある場合は、全員の同意書及び相続関係書類の提出が必要です。（抵当権等が設定されている場合も同様です。）
- ・募集・審査のスケジュール  
5 月～6 月 募集期間（募集〆切 6 月 19 日（金））  
7 月 交付決定、事業開始（予算残が発生した場合は、8 月に再募集）  
※交付決定を受けた後に契約し、工事着手してください。  
※補助金の交付は、実績報告書（工事領収書等添付）の審査確認の後になります。  
※除却工事の完了後、翌年度から土地の固定資産税額が増額になる場合があります。

## ○問い合わせ先

黒滝村役場 企画政策課（電話 0747-62-2031）

村ホームページから補助要綱、申請様式をダウンロードすることができます。